

特定化学物質障害予防規則に基づく一次健診における
生物学的モニタリングのための項目の取扱いについて

- 特定化学物質障害予防規則に基づく健康診断のうち、インジウム化合物及びエチルベンゼンに係るものにおいては、作業者個人のばく露状況を把握し、健康障害を予防することを目的として、一次健診に生物学的モニタリングのための健診項目が採用されている。
- 特定化学物質障害予防規則においては、遅発性の健康障害を与えるおそれのある業務について、当該業務に従事している労働者に加え、当該業務に過去に従事したことのある労働者で、その事業場に在職している者に対しても、健康診断の実施が義務づけられている。
- 現に化学物質を取り扱う業務に従事していない労働者では、化学物質へのばく露の可能性は低いことから、当該物質に係る半減期が長くない場合には、配置転換後の健診項目から生物学的モニタリングのためのものを除くこととしてはどうか。

参考 インジウム化合物及びエチルベンゼンの健診項目

	インジウム化合物	エチルベンゼン
一次健診	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の経歴の調査 ・作業条件の簡易な調査 ・インジウム化合物によるせき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 ・せき、たん、息切れ等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 ・<u>血清インジウムの量の測定</u> ・血清シアル化糖鎖抗原KL-6の量の測定 ・胸部のエックス線直接撮影又は特殊なエックス線撮影による検査（雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものに限る。） 	<ul style="list-style-type: none"> ・業務の経歴の調査 ・作業条件の簡易な調査 ・エチルベンゼンによる眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の既往歴の有無の検査 ・眼の痛み、発赤、せき、咽頭痛、鼻腔刺激症状、頭痛、倦怠感等の他覚症状又は自覚症状の有無の検査 ・<u>尿中のマンデル酸の量の測定</u>
二次健診	<ul style="list-style-type: none"> ・作業条件の調査 ・医師が必要と認める場合は、胸部のエックス線直接撮影若しくは特殊なエックス線撮影による検査（雇入れ又は当該業務への配置替えの際に行う健康診断におけるものを除く。）、血清サーファクタントプロテインD（血清SP-D）の検査等の血液化学検査、肺機能検査、喀痰の細胞診又は気管支鏡検査 	<ul style="list-style-type: none"> ・作業条件の検査 ・医師が必要と認める場合は、神経学的検査、肝機能検査又は腎機能検査

参考 尿中マンデル酸の半減期

5.7, 5.3 時間 (25, 100ppm 曝露時)

(Documentation of the Threshold Limit Values and Biological Exposure Indices, 7th Edition – 2011 Supplement)